

## 令和6年度の被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16第2項及び同法施行規則第36条の30の規定に基づき、福岡県内における令和6年度の被措置児童等虐待の状況について公表します。

### 1 被措置児童等虐待の状況

年度	受理件数	事実確認を行ったもの (※1)	虐待の事実が認められたもの	虐待の事実が認められなかつたもの	虐待の事実の判断に至らなかつたもの(※2)
令和6年度	5件	10件	3件	4件	3件
令和5年度	6件	6件	1件	0件	5件
令和4年度	6件	7件	4件	3件	0件

※1 前年度から継続して事実確認の調査を実施した事案を含む。

※2 年度中に事実確認の調査が完了せず、虐待の事実の判断に至らなかつたものを含む。

### 【令和6年度の事案の状況】

- 虐待と判断した3件の施設等種別、虐待種別、虐待を行った者は以下のとおり。

事案	施設等の種別	虐待種別	虐待を行った者
1	社会的養護関係施設	身体的、心理的	児童指導員
2	社会的養護関係施設	身体的	保育士
3	里親等	身体的、心理的	里親

- 県では、調査結果を社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告。

事案1及び2については、施設に対し、被措置児童等虐待防止に関する職員研修の実施や再発防止を図るための組織・運営体制の見直しを行うよう指導を実施。

事案3については、調査期間中に、加害者とされる里親から里親登録消除の申出があったため、当該里親を里親名簿から消除。

### 2 被措置児童等虐待防止のための県の取組

- 福岡県域児童養護施設協議会と共に、社会的養護関係施設職員に対し、子どもの権利擁護や児童虐待の根絶に向けた研修を継続して実施するとともに、指導監査において、虐待防止の取組状況を確認し、必要に応じて指導を実施。
- 障がい児施設等の管理者に対する集団指導において、虐待防止の取組の周知を行うとともに、職員を対象に虐待防止や権利擁護に関する研修を継続して実施。